

# 自動車損害賠償保障制度にかかる最近の取組について

平成24年1月

## 運用益事業の見直しの基本的な考え方

### ◆運用益事業の意義について

自動車損害賠償保障法第28条の3により、保険会社及び共済組合における準備金の運用益は、被害者の保護の増進に資する自動車事故防止対策、緊急医療体制の整備、自動車事故被害者対策等の事業に活用されることとなっている。また、同法附則第4号により、国は、過去の再保険事業による準備金の運用益の一部を被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止に関する事業に充てることとされている。

当該規定に基づき、国土交通省では運用益事業として、被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止に対する責務に則り、全国一律に提供されるべき被害者への給付や事業者への安全指導などの直接的な事業を実施している。一方、保険会社及び共済組合では、国の取組を補完・促進するもの、又は呼び水となる先駆的事业や水準向上に資する事業を行っているところ。

### ◆主な論点

運用益事業は、自動車損害賠償責任保険・共済事業における準備金について生じた運用益を基として、自動車事故の被害者に対する支援等を行う、支え合いの仕組みの一つである。このことを踏まえ、以下のような論点が考えられる。

なお、運用益事業の見直しにあたっては、上述の意義に照らし、当該事業の廃止や縮小によって、被害者の保護が後退することがないように留意する必要がある。

#### ・運用益を財源とすることについて

運用益を充てて整備した施設等自体は、自動車事故被害者とそれ以外の者の利用を分けることはできないものの、自動車事故被害者の救護には必須のものであることから、運用益によって一定の手当をする必要があるという考えのもと、支援の規模や対象は適切なものとなっているか。

#### ・事業の対象範囲について

被害者には保険金の支払いでは補うことのできない精神的負担や介護負担などがあることにかんがみ、国又は保険会社・共済組合のそれぞれの役割に応じて運用益を充て、そのような負担を軽減するための事業に重点的に取り組んでいくという認識でよいか。

#### ・財源の効率的な運用について

当該支援を必要とする者や整備すべき設備が多数・多様にわたる場合は、国又は保険会社・共済組合のそれぞれが支援を行うことも必要であるという考えのもと、それぞれの支援の規模や対象は適切なものとなっているか。

また、各事業は、被害者の保護を増進するという目的に照らして、財源の効率的な運用が行われているか。

### ◆事業の見直しの方向性について

#### ・事業の効果の把握・検証

上述の論点を踏まえ、国、保険会社及び共済組合において、それぞれが実施している運用益事業について、各々がこれまで行ってきた評価の仕組みにおいて、引き続き事業の規模・対象の適切性、優先度、効果などを分析し、各事業の必要性・効率性を検証する。

#### ・検証結果を踏まえた見直し

検証の結果を踏まえ、規模の縮減やより必要性の高い事業への重点化等も含めて見直しを行うこととする。

#### ・今後の事業のあり方

今後の事業のあり方については、次回の「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において、報告するとともに、当該結果を踏まえて平成25年度の運用益事業の選定を行うこととする。

また、国、保険会社及び共済組合において、運用益事業をより効果的に実施していくために、引き続き「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」などの機会を通じて、被害者等のニーズを把握し、事業の選定等の過程で必要に応じて反映させることとする。

## 自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会有志会議

(平成 23 年 12 月 22 日 (金) 開催)

### 「運用益事業の見直しの考え方」に対する主な意見

- 運用益を活用することについて関係者の理解が得られるよう、透明性と事業の実効性の確保が重要である。
- 運用益事業は自賠責の仕組みにおいて、被害者救済にとって重要な役割を果たしている。
- 運用益事業の見直しにあたっては、国と民間の本来の役割分担を踏まえて検討すべきではないか。
- 国の財源に限りがある中で、運用益事業は社会保障を補う意味で重要である。
- 運用益事業の見直しにあたっては、社会保障全体を踏まえて考える必要があるのではないか。
- 運用益事業の内容については、日本の交通事故被害者には高齢者が多いなどの実態も考慮する必要があるのではないか。
- 運用益事業の効果の把握・検証は、従来から行ってはいるが、外から見てわかるかたちにすることが重要である。

時期	検討・説明の機会	検討・説明事項
平成23年6月30日	あり方懇談会	①精査スケジュール ②三者の運用益事業の役割分担の考え方 ③三者の具体の事業内容(対比表)
平成23年12月22日	あり方懇委員有志・代理による会議	①見直しの方向性案
平成24年1月31日	自賠責審議会	①見直しの方向性案
平成24年6月	あり方懇談会	①事業の具体的な精査案
平成25年1月	自賠責審議会	①事業の具体的な精査案 ②これを踏まえた平成25年度予算案
平成25年4月～	・精査された運用益事業の実施	

※「あり方懇」とは、国土交通省が主催する「今後の自動車損害保障制度のあり方に係る懇談会」を指す。

※「三者」とは、国、保険会社及びJA共済を指す。